

北上市情報公開規則の一部を改正する規則

北上市情報公開規則（平成17年北上市規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開示方法)</p> <p>第8条 条例第16条第1項の規則で定める方法は、<u>次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。</u></p> <p>(1) <u>ビデオテープ、録音テープその他これに類する媒体に収録された記録 再生のための機器による視聴又は複製物の交付</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる記録以外のもの 印刷物として出力したものの閲覧又は交付</u></p> <p>2 前項第1号に規定する開示方法は、<u>その媒体に収録されている電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(費用の負担等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項の規則で定める額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>複写機により単色刷りで複写したもの（日本産業規格A3以下の大きさのもので白黒で複写したものに限る。）</u> <u>片面1枚につき10円</u></p> <p>(2) <u>複写機により多色刷りで複写したもの</u></p>	<p>(開示方法)</p> <p>第8条 条例第16条第1項の規則で定める方法は、<u>次に掲げる方法とする。</u></p> <p>(1) <u>実施機関が設置している電子計算機その他の機器による閲覧若しくは視聴又は複製物の交付</u></p> <p>(2) <u>用紙に出力したものの閲覧又は交付</u></p> <p>2 前項第1号に規定する開示の方法は、<u>電磁的記録の全部を開示する場合に限り行うことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(費用の負担等)</p> <p>第10条 条例第19条第2項及び第3項の規則で定める額は、<u>別表のとおりとする。</u></p>

ア 日本産業規格 B 4 以下の大きさのもの 片面 1 枚につき 50 円

イ 日本産業規格 A 3 の大きさのもの 片面 1 枚につき 100 円

2 条例第19条第3項の規則で定める額は、次のとおりとする

—

(1) 複製物 当該複製物の作成に要する費用に相当する額

(2) 印刷物として紙に出力したもの 前項各号の写しに準じた額

(3) 前号に掲げる以外の写し 当該写しの作成に要する費用に相当する額

3 [略]

2 [略]

別表（第10条関係）

<u>行政文書の種別</u>	<u>開示の方法</u>		<u>金額</u>	
<u>1 文書 又は図 画</u>	<u>(1) 複写機により用紙（ A 3 以下の 大きさの ものに限る。 ）に複写し たものの交 付</u>	<u>ア 白黒</u>	<u>片面 1 枚に つき 10 円</u>	
		<u>イ カラー</u>	<u>B 4 以下</u>	<u>片面 1 枚に つき 50 円</u>
			<u>A 3</u>	<u>片面 1 枚に つき 100 円</u>
	<u>(2) (1) に掲げるもの以外の用紙</u>		<u>当該複写し</u>	

	<u>に複写したものの交付</u>	<u>たものの作 成に要する 費用に相当 する額</u>	
<u>2 電磁 的記録</u>	<u>(1) 複製物の 交付</u>	<u>ア 光ディスク（ 日本産業規格 X 0606及び X 6281 に適合する直径 120ミリメー ルの光ディスク の再生装置で再 生することがで きるものに限る 。）に複製した 複製物</u>	<u>1枚につき 100円</u>
		<u>イ 光ディスク （日本産業規格 X 6241に適合す る直径120ミリ メートルの光デ ィスクの再生装 置で再生するこ とができるもの</u>	<u>1枚につき 120円</u>

			<u>に限る。)に複製した複製物</u>	
			<u>ウ ア及びイに掲げるもの以外の複製物</u>	<u>当該複製物の作成に要する費用に相当する額</u>
	<u>(2) 用紙 (A 3以下の大きさのものに限る。)に出力したものの交付</u>	<u>ア 白黒</u>		<u>片面1枚につき10円</u>
		<u>イ カラー</u>	<u>B 4</u>	<u>片面1枚につき50円</u>
			<u>以下</u>	<u>A 3</u>
	<u>(3) (2)に掲げるもの以外の用紙に出力したものの交付</u>			<u>当該出力したものの作成に要する費用に相当する額</u>
備考 1 <u>用紙の大きさは、日本産業規格に定める大きさのものとする。</u>				
備考 2 <u>用紙の両面に複写又は出力した場合の金額は、両面1枚につき片面2枚として算定するものとする。</u>				
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北上市情報公開規則の規定は、施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。